



府食第158号

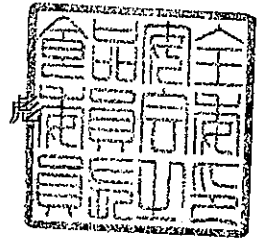
平成20年2月14日

農林水産大臣

若林 正俊 殿

食品安全委員会

委員長 見上 殿



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成20年2月8日付け19消安第12757号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき農林水産大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、以下の場合は、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定による飼料添加物のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料添加物の指定の取消しに伴い同法第3条第1項の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合。